

山形県トラック運送事業者運行支援金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 公益社団法人山形県トラック協会会長（以下、「会長」とする。）は、山形県から交付される令和6年度（繰越明許費）山形県トラック運送事業者運行支援事業費補助金を用いて、長期化している燃料費の高止まり等の影響を受け、厳しい経営状況に置かれているトラック運送事業者（以下「事業者」という。）に対し、燃料価格の高騰分の影響を緩和して運行を支援するため、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で支援金を交付するものとする。

(交付対象事業者)

第2条 支援金の交付の対象となる事業者（以下「交付対象事業者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 一般貨物自動車運送事業（霊きゅう限定を除く。）又は特定貨物自動車運送事業の許可を有すること。
- (2) 山形県内に事業所を有すること。
- (3) 資本金等の額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下であること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるもの

エ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの

オ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

カ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

キ その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(交付対象車両)

第3条 支援金の対象となる車両（以下「交付対象車両」という。）は、交付対象事業者が使用する車両のうち、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 県内の事業所に配置された車両（リースを含む。）であり、令和7年3月1

- 日時点で国土交通省東北運輸局山形運輸支局に登録されているものであること。
- (2) 被牽引車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車のうち、牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。）に該当しないこと。

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、貨物自動車運送事業報告規則第2条の2に基づき、所轄運輸局長に届け出ている運賃及び料金について、標準的な運賃を活用し設定している場合又は標準的な運賃を上回る額を設定している場合は、交付対象車両1台につき3万円とし、それ以外の額を設定している場合は、交付対象車両1台につき2万円とする。

（交付の申請）

第5条 支援金の交付の申請をしようとする交付対象事業者は、支援金交付申請書（様式第1号）を作成するものとし、次に掲げる書類を添付して、令和7年4月3日から5月30日までの間に会長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 公益社団法人山形県トラック協会の会員でない場合は、対象車両一覧表（様式第3号）
- (3) 一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金設定（変更）届出書又は特定貨物自動車運送事業の運賃及び料金設定（変更）届出書の写し
- (4) 補助金の振込先とする申請者名義の預貯金通帳の表紙及び表紙裏面（金融機関名、店名、店番号、口座種別、口座番号及び口座名義人（カタカナ名義を含む。）が記載されたページ）の写し
- (5) その他会長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 会長は、支援金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査により、当該申請に係る支援金を交付すべきものと認めたときは、速やかに支援金の交付の決定を行うものとする。

- 2 会長は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があるときは、支援金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて支援金の交付を決定する場合がある。

（決定の通知）

第7条 会長は、支援金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定内容を支援金の交付の申請をした交付対象事業者に通知するものとする。

- 2 前項の交付の決定は、支援金の額の確定を兼ねるものとする。

(支援金の支払)

第8条 会長は、交付の決定後速やかに、交付対象事業者に支援金を支払うものとする。

(決定の取消し)

第9条 会長は、交付対象事業者が次のいずれかに該当することが判明したときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき
- (2) この要綱に違反する行為があったとき
- (3) 支援金の交付の目的に著しく反する行為があったとき

(支援金の返還)

第10条 会長は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(関係書類の保管)

第11条 交付対象事業者は、当該支援金に関する関係書類（申請書に添付した書類を含む。）を令和8年度から5年間保管しなければならない。

(書類の提出)

第12条 この支援金に関して会長に提出する書類は、正本1部とし、提出先は、公益社団法人山形県トラック協会とする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月25日から施行する。